

令和3年第2回  
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和3年10月25日 開会

令和3年10月25日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### ○招集告示

#### 第3号（10月18日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○広域連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会議長の選挙について	5
○議長就任のあいさつ	5
○広域連合議会運営委員会委員の選任について	5
○認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○同意第1号の上程、説明、採決	15
○同意第2号の上程、説明、採決	15
○議決事件の条項、字句等の整理	16
○閉会	16
○会議録署名	17

## 令和3年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第3号

令和3年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年10月18日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 山下 政樹

### 記

- 1 期 日 令和3年10月25日（月）午後2時00分  
2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

#### 【応招・不応招議員】

##### 応招議員(26名)

1番	深沢	健吾	2番	渡辺	利彦	3番	鈴木	孝昌
4番	土屋	裕紀	5番	藤本	実	6番	木内	吉英
7番	村松	三千雄	8番	齊藤	功文	9番	松井	豊
10番	河野	智子	11番	遠藤	美智子	12番	飯島	武志
13番	山本	六男	14番	高尾	貫	15番	米山	久志
17番	遠藤	高芳	18番	堀内	春美	19番	田中	博愛
20番	山口	章	21番	藤江	雅江	22番	渡邊	喜久一
23番	羽田	彌壽彦	24番	三浦	雄一郎	25番	倉沢	鶴義
26番	木下	善満	27番	嶋崎	義人			

##### 不応招議員(1名)

16番 田中 一泰

## 令和3年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年10月25日（月）午後2時10分開会

- 日程第1号 議員の議席の指定
- 日程第2号 会議録署名議員の指名
- 日程第3号 会期の決定
- 日程第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について
- 日程第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6号 認定第1号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7号 認定第2号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8号 議案第8号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9号 議案第9号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10号 同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて
- 日程第11号 同意第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1～日程第11まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（26名）

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	3番 鈴木 孝昌
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
7番 村松 三千雄	8番 齊藤 功文	9番 松井 豊
10番 河野 智子	11番 遠藤 美智子	12番 飯島 武志
13番 山本 六男	14番 高尾 貫	15番 米山 久志
17番 遠藤 高芳	18番 堀内 春美	19番 田中 博愛
20番 山口 章	21番 藤江 雅江	22番 渡邊 喜久一
23番 羽田 彌壽彦	24番 三浦 雄一郎	25番 倉沢 鶴義
26番 木下 善満	27番 嶋崎 義人	

---

### 欠席議員（1名）

16番 田中 一泰

---

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	山下 政樹	代表監査委員	渡邊 龍雄
事務局長	奈良 則之	事務局次長	越山 茂樹
業務課長	秋山 繁人	会計管理者	山本 恵美
庶務担当リーダー	有泉 いづみ	資格管理担当リーダー	小俣 覚
給付担当リーダー	渡辺 浩志		

---

事務局職員出席者

書記長 八巻 一也                      書記 中橋 道世                      書記 望月 あかね

---

【開 会】

開会 午後2時10分

●副議長(渡邊喜久一)

皆様、大変ご苦勞様です。副議長の渡邊でございます。さて、深沢敏彦議長につきましては、令和3年4月30日で任期満了となり、現在、議長が不在であります。地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、「令和3年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会 定例会」を開会いたします。議員定数27名のうち、本日の出席議員は、26名でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

---

【諸般の報告】

●副議長(渡邊喜久一)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。16番 田中一泰議員より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

---

【広域連合長あいさつ】

●副議長(渡邊喜久一)

ここで、山下広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。  
『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●副議長(渡邊喜久一)

山下広域連合長。

○広域連合長(山下政樹)

皆様、こんにちは。広域連合長の山下でございます。今後とも一つご指導いただければと思います。

令和3年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会 定例会が開催されるにあたり、

一言ご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療を取り巻く環境は大変厳しいものであり、高齢化が進み、一人当たりの医療給付額が増加していることに加え、団塊の世代とされる方々が被保険者として次年度から大幅に増加をいたします。このような背景もあり、国会では医療制度改革関連法案で医療費の窓口2割負担の導入が決定されたところであります。当広域連合でも、高齢化の波の影響は大きく、8年間据え置いてきました保険料率も、令和4・5年度の後期高齢者医療の健全運営においては見直しをしなければならない情勢であります。

また、高齢者の健康増進を図るため、市町村における「保健事業と介護予防の一体的な実施」については、国の計画では令和6年度までにすべての市町村において展開することを目指しております。

当広域連合でも、厚生労働省の計画に沿うべく、効果的かつ効率的に事業ができるよう、県及び関係機関の協力を得る中で、事業の早期実施に向け、取り組む所存でございます。

今後におきましては、様々な情勢の変化に対応すべく、国の動向を見据えながら、各市町村と緊密に連携を図り、より一層の健全な運営に努めて参りたいと考えています。

本日は、令和2年度決算の認定案など計6議案を提案いたします。何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。今日のご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### 【議席の指定】

##### ●副議長(渡邊喜久一)

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。今年2月の定例会以降、新たに選出されました8名の議員のうち、再選出を除く、新たに選出された7名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、4番 山梨市選出 土屋裕紀議員、6番 韮崎市選出 木内吉英議員、13番 中央市選出 山本六男議員、15番 早川町選出 米山久志議員、18番 富士川町選出 堀内春美議員、19番 昭和町選出 田中博愛議員、24番 鳴沢村選出 三浦雄一郎議員、以上の議席を指定いたします。

---

#### 【会議録署名議員の指名】

##### ●副議長(渡邊喜久一)

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、8番 齊藤功文議員、23番 羽田彌壽彦議員を指名します。

---

#### 【会期について】

##### ●副議長(渡邊喜久一)

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

##### ●副議長(渡邊喜久一)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### 【山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について】

#### ●副議長(渡邊喜久一)

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会 議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

#### ●副議長(渡邊喜久一)

異議なしと認めます。よって、議長の選挙は、指名推選といたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

#### ●副議長(渡邊喜久一)

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することにいたしました。

それでは、指名いたします。山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に藤本実議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました藤本実議員を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

#### ●副議長(渡邊喜久一)

異議なしと認めます。よって、藤本実議員が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選いたしました。藤本実議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、この場で当選を告知いたします。ここで、当選されました藤本実議長より、あいさつをお願いいたします。

---

### 【議長就任のあいさつ】

#### ●議長(藤本実)

ただいま、当選の告知をいただきました大月市の藤本実でございます。このたびは、皆様方より、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長にご推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。

後期高齢者医療制度の適正な運営がされるよう、議会の責務を十分認識し、公正で円滑な運営に万全を期したいと考えております。

今後とも、皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ●副議長(渡邊喜久一)

ありがとうございました。それでは、議長が決定しましたので交代をいたします。

皆様におかれましては、議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。藤本議長、議長席をお願いいたします。

---

### 【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

#### ●議長(藤本実)

それでは会議を続けます。日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条

例第4条の規定により、議長において指名いたします。1番 深沢健吾議員、8番 齊藤功文議員、18番 堀内春美議員、25番 倉沢鶴義議員の4名を指名いたします。お諮りいたします。ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(藤本実)

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、深沢健吾議員、齊藤功文議員、堀内春美議員、倉沢鶴義議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

-----  
【日程第6 認定第1号】

●議長(藤本実)

次に、日程第6、認定第1号「令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について」および、日程第7、認定第2号「令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第1号、及び第2号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

渡邊龍雄代表監査委員。

○代表監査委員(渡邊龍雄)

代表監査委員の渡邊でございます。令和2年度決算審査の結果について報告をいたします。

審査は、令和3年8月24日午後1時30分より、広域連合事務室において行いました。審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された、歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。意見としましては次のとおり提出をいたしました。お手元の『資料1-1別冊』決算審査意見書の最終8ページでございます。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであるため、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費については、令和2年度の被保険者数は0.37%の増であったのに対し、一人当たり医療費は2.91%の減となっている。この要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、医療機関受診者が減少したことなどが考えられる。

今後の社会情勢や新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の動向に注視しながら、更なる医療費の適正化に努められたい。

後発医薬品については、厚生労働省の都道府県別後発医薬品割合によると、令和2年9月時点において山梨県全体では80.8%となり、国が目標としていた80%に達している。さらに、令和3年2月時点と前年同月との比較では3.0ポイントの上昇となっ

ており、使用割合は着実に伸びているが、医療費削減は保険者に求められる重要な課題である。今後においても後発医薬品の使用促進の他、健康増進事業等を市町村と相互に連携しながら継続していくことに取り組みたい。

基金については、短期の定期預金で、低金利ではあるが効率よく管理されている。

また、時間外勤務が昨年と同様に必要最小限となっていることから、今後も引き続き業務の見直しや効率化を図り、さらなる執務体制の改善に取り組みたい。

なお、負担区分の変更等で生じた医療費の返納金や交通事故による第三者行為求償事務については、公平・公正を保つ意味でも、更なる取り組み強化を図られたい。

新型コロナウイルス感染症による影響、また2025年までにすべての「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者になるなど、今後も医療費の増大が懸念される。

高齢者医療制度の円滑な運営を図るためにも、国や県、市町村との連携を深め、後期高齢者に対する適切な医療給付を行うとともに、引き続き経費削減に取り組み、今後も適正かつ効率的な予算執行に努められたい。

以上の意見を提出いたしました。

●議長(藤本実)

監査委員から監査結果の報告が終わりました。引き続き、認定第1号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出決算の認定について」事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

奈良事務局長。

○事務局長(奈良則之)

まず、認定第1号「令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。内容につきましては、越山事務局次長からご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

越山事務局次長。

○事務局次長(越山茂樹)

それでは、令和2年度 一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。資料1「歳入歳出決算書」をご用意ください。「事項別明細書」によりご説明します。

8・9ページをお開きください。歳入についてご説明します。調定額と収入済額は、同額となっております。収入済額でご説明します。1款「分担金及び負担金」は、5億338万4,973円であります。内容といたしましては、事務費 共通経費負担金として、構成27市町村から5億円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として12市町村から338万4,973円を納入していただいたものであります。2款「財産収入」1,241円は、財政調整基金の利息分であります。3款「繰入金」はございません。4款「繰越金」1,839万7,956円は、前年度からの繰越金であります。5款「諸収入」5,636円は、普通及び定期預金の利子及び雑入であります。

10・11ページを、お開きください。以上、歳入合計は、予算現額5億2,180万8千円に対しまして、調定額・収入済額ともに、5億2,178万9,806円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。12・13ページをお開きください。支出済額でご説明します。1款「議会費」は、91万590円となっております。令和2

年度は、定例会を2回（10月26日、2月24日）開催しました。主な支出は、議員27名の報酬及び会場借上げ料であります。

次に、2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の支出は、1億6,541万5,465円となっております。備考欄をご覧ください。この下線が引いてある1目「一般管理費」につきましては、その下の「01一般管理費」から15ページの「05情報管理費」の5つの事業に分けて記載しておりますのでそちらで説明させていただきます。13ページにお戻りください。「01一般管理費」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費です。1億4,619万6,901円を支出しております。主なものとして、3節「職員手当等」371万9,533円は、派遣職員の通勤手当や時間外勤務手当などです。10節「需用費」59万6,897円は一般消耗品、印刷製本費などです。13節「使用料及び賃借料」221万5,085円は、コピー機レンタル料、山日ニュース利用料などです。18節「負担金、補助及び交付金」1億3,954万5,314円は、派遣職員20名分の給与等負担金などです。派遣職員の給与は各市町村で支払いをしていますが、その費用については、全額を各市町村に支払っています。「02文書管理費」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費です。142万2,808円を支出しております。主なものとして、11節「役務費」13万4,538円は、郵送料など通信運搬費です。

14・15ページをご覧ください。12節「委託料」127万7,100円は、例規集の更新データ作成業務委託です。「03財務管理費」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費です。172万3,800円を支出しております。主なものとして、12節「委託料」22万円は公会計システム保守委託料です。18節「負担金、補助及び交付金」139万6千円は、市町村共同利用財務会計システム負担金です。「04財産管理費」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費です。767万3,900円を支出しております。主なものとして、10節「需用費」90万4,329円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。11節「役務費」41万5,533円は、電話料など通信運搬費です。13節「使用料及び賃借料」622万9,628円は、自治会館事務室借上料、公用車リース料などです。17節「備品購入費」12万4,410円は、事務用椅子、デジタルカメラ等の購入費であります。「05情報管理費」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費です。839万8,056円を支出しております。主なものとして、12節「委託料」323万400円はグループウェア・内部ネットワーク保守委託などです。13節「使用料及び賃借料」516万8,016円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などです。2款1項2目「公平委員会費」及び2款2項1目「選挙管理委員会費」は、支出はありません。

16・17ページをご覧ください。2款3項1目「監査委員費」27万6,072円は、監査委員2名の報酬及び費用弁償であります。次に、3款「民生費」3億1,321万3,145円は、共通経費分として特別会計への繰出金です。共通経費の内容であります。標準システムの保守及びリース料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費などです。4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」1,422万2,241円は、財政調整基金への積立金です。5款「予備費」は使用しておりません。以上、歳出合計は、予算現額5億2,180万8千円に対し、支出済額4億9,403万7,513円、不用額2,777万487円となっております。以上が、事項別明細書による説明であります。

引き続き、一般会計の「実質収支に関する調書」であります。20ページをお開きください。歳入総額5億2,178万9,806円、歳出総額4億9,403万7,513円、歳入歳出差引額2,775万2,293円です。翌年度へ繰り越すべき

財源はありません。実質収支額は、2,775万2,293円となっております。以上が、令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計 歳入・歳出 決算の内容であります。

引き続き、55ページからの財産に関する調書の説明をさせていただきます。内容につきましては、56ページをお開きください。1「公有財産」はありません。57ページの中ほど、2「物品」につきましては、レセプト保管用平行移動書庫一式と、公会計システムとなっております。令和2年度の増減はありません。3「債権」はありません。4「基金」であります。1の財政調整基金は、前年度末現在高7,069万3千円、決算年度中増減高は1,422万2千円の増、決算年度末現在高、8,491万5千円となっております。2の給付基金は、前年度末残高、18億964万6千円、決算年度中増減高は、3万2千円の増、決算年度末現在高、18億967万8千円となっております。3の保健事業等支援基金は、前年度末現在高、3,224万6千円、決算年度中増減高は、5,925万1千円の増、決算年度末現在高、9,149万7千円となっております。以上が、「財産に関する調書」であります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

●議長(藤本実)

事務局の説明が終わりました。これより、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(藤本実)

無いようですので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(藤本実)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号「令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手多数であります。よって「認定第1号」は、原案のとおり認定されました。

---

【日程第7 認定第2号】

●議長(藤本実)

次に、認定第2号「令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計 歳入歳出決算の認定について」事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

奈良事務局長。

○事務局長(奈良則之)

認定第2号「令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。内容につきましては、秋山業務課長からご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

秋山業務課長。

## ○業務課長(秋山繁人)

引き続き、特別会計を決算書で説明させていただきます。特別会計は、医療の給付に関する収支が主なものとなります。

資料1 決算書の21ページからが、特別会計になりますが、24・25ページ歳入、の歳入合計をご覧ください。予算現額1,049億660万7千円、調定額1,038億5,701万4,720円、収入済額1,038億4,490万9,304円、不納欠損額54万8,018円、収入未済額1,155万7,398円です。10款「諸収入」3「項雑入」に、不納欠損額と収入未済額がありますが、不納欠損額は請求権の時効を迎えた為等であります。収入未済額は、交通事故等の加害者請求分の第三者納付金と、被保険者の所得更正等に伴う医療費の返納金の未納分となります。なお、全体で予算現額と収入済額を比べると10億6,169万7,696円下回りました。これは、国庫支出金、諸収入などは上回りましたが、市町村支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金などが下回ったためです。

次に、決算書26・27ページ歳出、一番下の歳出合計をご覧ください。予算現額1,049億660万7千円、支出済額1,015億270万168円、不用額34億390万6,832円です。不用額は、療養給付費や高額療養費等の保険給付費が33億4,321万9,848円、予定を下回ったことが大きな要因です。詳細につきましては、主に決算書の事項別明細書で説明しますが、被保険者13万人、かつ予算規模では1千億円以上という状況であるため、すべての項目について詳しく説明する時間がありませんので、歳入については、節において収入済額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。なお、30ページから35ページ、1款から9款までは調定額と収入済額が同額になっておりますので収入済額のみで説明いたします。備考欄に節の主な内容等を記載してありますので、ご参照ください。

30・31ページをお開きください。1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目1節「保険料等負担金」76億8,910万8,972円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」78億5,887万2,947円は、療養給付費の1/12分にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目1節「保険基盤安定負担金」20億3,728万9,648円は、保険料の均等割軽減の財源であり、備考欄の県3/4分、15億2,796万7,227円は、一旦市町村で受入れ、市町村1/4分、5億932万2,421円と併せて負担することになっております。2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」257億7,832万1,072円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12分に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」4億5,767万2,153円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国が負担するものです。2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」93億7,064万9千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12分を交付されます。普通が92億3,484万8千円、特別が1億3,580万1千円となっております。

32・33ページをお開きください。3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」79億3,431万4,788円は、療養給付費の1/12分にあたり、県が負担すべき定率負担分です。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」4億5,760万4,407円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に

係る部分の1/4分を国と同様に県が負担するものです。

34・35ページをお開きください。4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の4/10相当額にあたります。この交付金は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するもので、1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」407億6,915万9,042円で、備考欄にもありますが、前年度分返還額4億5,739万5,958円を相殺してあります。

次に7款「繰入金」は、1項1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」3億1,321万3,145円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦、一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出します。次ページにまたがりませんが、8款「繰越金」1項1目1節8億1,109万236円は、令和元年度繰越金です。備考欄のとおり令和元年度に概算で交付された国・県等返還額分7億5,184万1,236円が含まれております。10款「諸収入」は、延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入です。3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」、調定額1億5,734万5,180円、収入済額1億5,503万5,180円収入未済額231万円となっており、交通事故等の第三者行為に係る医療費について加害者からの納付金となります。件数は791件でした。収入未済額については、1人93月分の未収金となりますが、この方とは分納制約を結んでおり、納期が未到来のものとなっております。

38・39ページをお開きください。歳入合計は、予算現額1,049億660万7千円、調定額1,038億5,701万4,720円、収入済額1,038億4,490万9,304円、不納欠損額54万8,018円、収入未済額1,155万7,398円となります。

40・41ページをお開きください。歳出についても、1千億円以上という予算規模であるため、すべての項目について説明する時間がありませんので、節において支出済額が1億円を超える所を主に説明します。備考欄に節の主な支出項目を記載してありますので、ご参照いただきたいと思えます。1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務経費であり、12節「委託料」2億1,237万470円です。

42・43ページをお開きください。備考欄10「国保連合会委託事務」が主なものとなっております。2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は18節「負担金補助及び交付金」です。1項「療養諸費」1目「療養給付費」935億4,266万5,676円は、入院、外来、歯科等の給付費です。

44・45ページをお開きください。2目「訪問看護療養費」4億9,700万9,784円で件数は7,125件です。5目「審査支払手数料」11節「役務費」2億8,782万1,558円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用です。1件82円で、件数は357万5,636件となります。6目「療養費」9億1,075万2,861円は、補装具、柔道整復等の給付です。支払件数は6万4,681件です。2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」40億7,175万9,850円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するもので、19万4,868件です。2目「高額介護合算療養費」1億923万5,634円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金分の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するもので、支給件数は8,586件となります。46・47ページにまたがりませんが、3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」3億7,600万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に葬祭費として5万円を給付するものです。給付件数は7,520件です。

48・49ページをお開きください。7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であり、2目「償還金」22節「償還金、利子及び割引料」11億3,963万5,198円は、令和元年度の療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分が11億991万2,428円、県支出金分2,598万5,488円等となります。

50・51ページをお開きください。歳出合計の予算現額1,049億660万7千円、支出済額1,015億270万168円、不用額34億390万6,832円となります。

54ページ実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額1,038億4,490万9,304円から歳出総額1,015億270万168円の差引額23億4,220万9,136円が実質収支額となります。

以上が令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の詳細となります。よろしくお願いいたします。

●議長(藤本実)

事務局の説明が終わりました。これより、認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(藤本実)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(藤本実)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号「令和2年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計 歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「認定第2号」は、原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後3時10分といたします。

休憩 午後3時00分

---

再開 午後3時10分

●議長(藤本実)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

【日程第8 議案第8号】

●議長(藤本実)

次に、日程第8 議案第8号「令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

奈良事務局長。

○事務局長(奈良則之)

議案第8号「令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)」についてであります。歳入歳出それぞれ、補正予算額は、2,777万4千円の追加であります。内容につきましては、越山事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

越山事務局長。

○事務局次長(越山茂樹)

それでは、「令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。議案書の15ページをお開きください。令和3年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,777万4千円を追加し、それぞれ5億5,116万7千円とするものです。

お手元の資料3「令和3年度補正予算説明書」をご用意ください。6～7ページをお開きください。歳入、4款1項1目「繰越金」を2,775万1千円増額し、2,775万2千円とするものです。これは、令和2年度の決算による剰余金が2,775万2,293円となるため、これを予算に反映したものです。つづきまして5款「諸収入」2項「雑入」1目「雑入」を2万3千円増額補正し、2万4千円とするものです。これは、国保連より派遣されている職員の社会保険料については、国保連が負担することを取りきめたことによるものです。

次に歳出についてご説明いたします。8・9ページをお開きください。2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」を2万3千円増額し、1億6,688万5千円とするものです。これは、前述の国保連派遣職員の社会保険料について、労働基準法上、支払いを後期高齢者医療広域連合が行う必要があるため増額補正するものですが、同額が国保連からの負担金として雑入に予算充当されることにより、実質的に後期高齢者医療広域連合の負担が増えることはありません。つづきまして4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」を2,775万1千円増額し、2,775万4千円とするものです。これは、地方財政法の規程により、前年度剰余金を積み立てるものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(藤本実)

事務局の説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(藤本実)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(藤本実)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号「令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第8号」は、原案のとおり可決されました。

---

【日程第9 議案第9号】

●議長(藤本実)

次に、日程第9、議案第9号「令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計 補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

奈良事務局長。

### ○事務局長（奈良則之）

議案第9号「令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）について」であります。歳入歳出それぞれ、補正予算額は、23億2,528万5千円の追加であります。内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

### ●議長（藤本実）

秋山業務課長。

### ○業務課長（秋山繁人）

続きまして、議案第9号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議案の21ページから25ページになりますが、説明につきましては、資料3特別会計補正予算（第1号）の事項別明細書で行います。

16・17ページをご覧ください。補正額は、総額23億2,528万5千円です。補正は、提出実績と過年度の伸びを今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっております。2「歳入」2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」1,025万2千円の増額は、前年度実績の精算で不足額が生じたことによる追加交付分の補正です。2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」2億7,300万1千円の増額は、窓口負担割合見直しに係る経費分と提出実績と過年度の伸びを今年度に当てはめて見込んだ補正となります。3款「県支出金」1項「県負担金」2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」1,032万円の増額は、国の分と同様、前年度実績の精算で不足額が生じたことによる追加交付分の補正となります。4款1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」△7億923万4千円は、前年度実績の精算で多く交付されたため、今年度歳入する金額から差し引かれることによる減額補正です。7款「繰入金」2項「基金繰入金」1目1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」3億9,873万8千円の増額は、財源不足分を繰り入れるものです。8款1項1目1節「繰越金」23億4,220万8千円は、令和2年度決算剰余金の繰越しのための補正です。

18・19ページをお開きください。3「歳出」1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」10節「需用費」12節「委託料」合計763万円は、窓口負担割合見直しに係る周知広報等の経費となります。

次に2款「保険給付費」は財源更正となります。20・21ページをお開きください。5款1項「基金積立金」2目「保健事業等支援基金積立金」24節「積立金」2,981万5千円は、前年度財政調整交付金（保険者インセンティブ分）決算剰余金の積み立てとなります。

22・23ページをお開きください。6款「公債費」は財源更正です。7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」22節「償還金、利子及び割引料」22億8,784万円は、国庫支出金、県支出金の前年度精算による超過額等に対する償還金となります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

### ●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

### ●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(藤本実)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9「令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第9号」は、原案のとおり可決されました。

---

【日程第10 同意第1号】

●議長(藤本実)

次に、日程第10、同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。ここで、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

山下広域連合長。

○広域連合長(山下政樹)

同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合 副広域連合長の選任について同意を求めることについて」であります。副広域連合長でありました、南部町長の佐野和広氏の退職に伴い、新たに小菅村長の舩木直美氏を副広域連合長に選任いたしたいので、同意をお願いするものでございます。

●議長(藤本実)

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(藤本実)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり選任することに、同意する議員の挙手を求めます。挙手全員。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

---

【日程第11 同意第2号】

●議長(藤本実)

次に、日程第11、同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について 同意を求めることについて」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、19番 田中博愛議員の除斥を求めます。

～ 田中博愛議員 退場 ～

●議長(藤本実)

ここで、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

○広域連合長(山下政樹)

同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合 監査委員の選任について同意を求めることについて」であります。議会選出監査委員でありました富士川町の樋口正訓議員の逝去に伴い、新たに昭和町の田中博愛議員を監査委員に選任いたしたいので、同意をお願いするものでございます。

●議長(藤本実)

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(藤本実)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり選任することに、同意する議員の挙手を求めます。挙手全員。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

田中博愛議員の議場への入場を許可します。

～ 田中博愛議員 入場 ～

---

【条項、字句等の整理】

●議長(藤本実)

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

お諮りいたします。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長(藤本実)

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

---

【閉会】

●議長(藤本実)

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「令和3年第2回 山梨県後期高齢者医療広域連合議会 定例会」を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 藤 本 実

署名議員 齊 藤 功 文

署名議員 羽 田 彌 壽 彦